

令和5年5月1日

生徒・保護者 各位

湖南高等学校長

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス
感染症対策の対応について（お知らせ）

新緑の候 保護者の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本校の教育活動につきまして御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の件について福島県教育委員会より、5月8日以降の学校教育活動における対応について通知がありました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されることを踏まえ、下記のように改訂されます。特に出席停止期間や濃厚接触者の位置付けが大きく変更となりますので御確認くださいようお願いいたします。

記

1 学校保健安全法施行規則の位置付けの見直し

(1) 出席停止期間の基準

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。

無症状の感染者に対する出席停止期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでが基準になります。

(2) 濃厚接触者としての特定は行われないことから、新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった場合も感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。

(3) 施行期日は令和5年5月8日からとなります。

2 学校での感染症対策（マスクについては、個人での判断を基本とします。）

【健康観察】

- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するようにしてください。
- ・ これまで実施してきました体温のチェック等の取組については終了となります。

【換気の確保】

- ・ 気候上可能な範囲で換気を実施していきます。

【手洗い等の手指衛生】

- ・ 手洗いや手指消毒については、これまでと同様に推奨してまいります。

(事務担当 教頭 024-983-2126)